

『きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例』の一部改正

～飲食料販売店舗等ごみ箱設置義務化・ポイ捨て過料～

渋谷区 環境政策部 環境整備課 きれいなまちづくり係
令和7年12月25日更新版

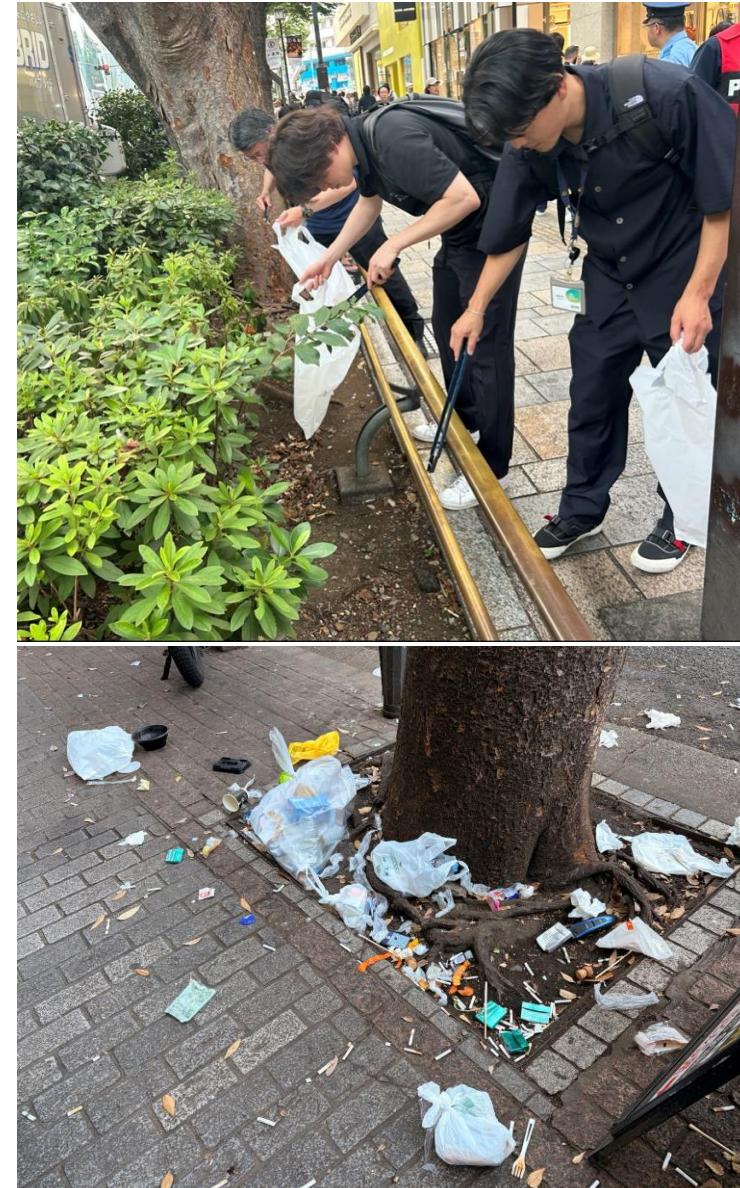
条例改正までの経緯

これまで、渋谷区では「自分のごみは、自分で持ち帰る」ことを基本として、ポイ捨て禁止の啓発活動を行ってきました。また、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる」という理念の下、各地区の美化推進委員会及び多くのボランティアの方々のご協力により、まちの環境美化を保ってきました。

しかしながら、コロナ禍後に来街者が増加し、ポイ捨てごみも急増しています。そのため、これまでの美化・啓発活動だけでは、美しく健全な環境を維持できなくなってきたのが現状です。

また、区の巡回員によるポイ捨て者への指導や条例に基づく事業者等への回収容器設置等の協力をお願いしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。

こうした状況を踏まえ、ポイ捨てごみ対策を抜本的に見直すこととし、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の一部改正を行うこととしました。



費用負担に関する渋谷区の考え方

渋谷区の人口は約24万人ですが、昼間人口はその2倍以上といわれています。特に、コロナ禍後は、国内外問わず、多くの来街者が渋谷の街を訪れ、賑わいを生んでいます。

その一方で、渋谷区は主に住民税収（特別区民税等）に支えられ運営している小さな基礎自治体であり、住民に身近な行政サービスを提供しています。

※都区財政調整制度のもと、他の市町村と異なり、事業者が自治体に支払う主な税（固定資産税・法人事業税・法人住民税等）は都税として東京都が徴収しています。

そのため、渋谷区が来街者のごみ処理にかかる費用を負担する場合、結果的に渋谷区民がこれを大きく負担することとなり、適切とは考えません。

こうした事情から、渋谷区は、「販売した商品から生じるごみは、販売した店舗が責任をもって処理することが望ましい。」との考え方の下、対象店舗へのごみ箱設置を義務化したうえで、購入者には、「自分のごみは自分で持ち帰る。」とともに、「買った店舗のごみ箱に捨てる。」ことも併せて、普及啓発していきます。

また、公共的なごみ箱の設置については、商店街などと協力し、渋谷区民に負担をかけない形での設置を検討しています。

最後に、ごみ箱がないことを理由にポイ捨て行為を許容することはできません。渋谷区に訪れる全ての方にマナーを守っていただくため、ポイ捨て者への過料処分など、厳しく対応してまいります。

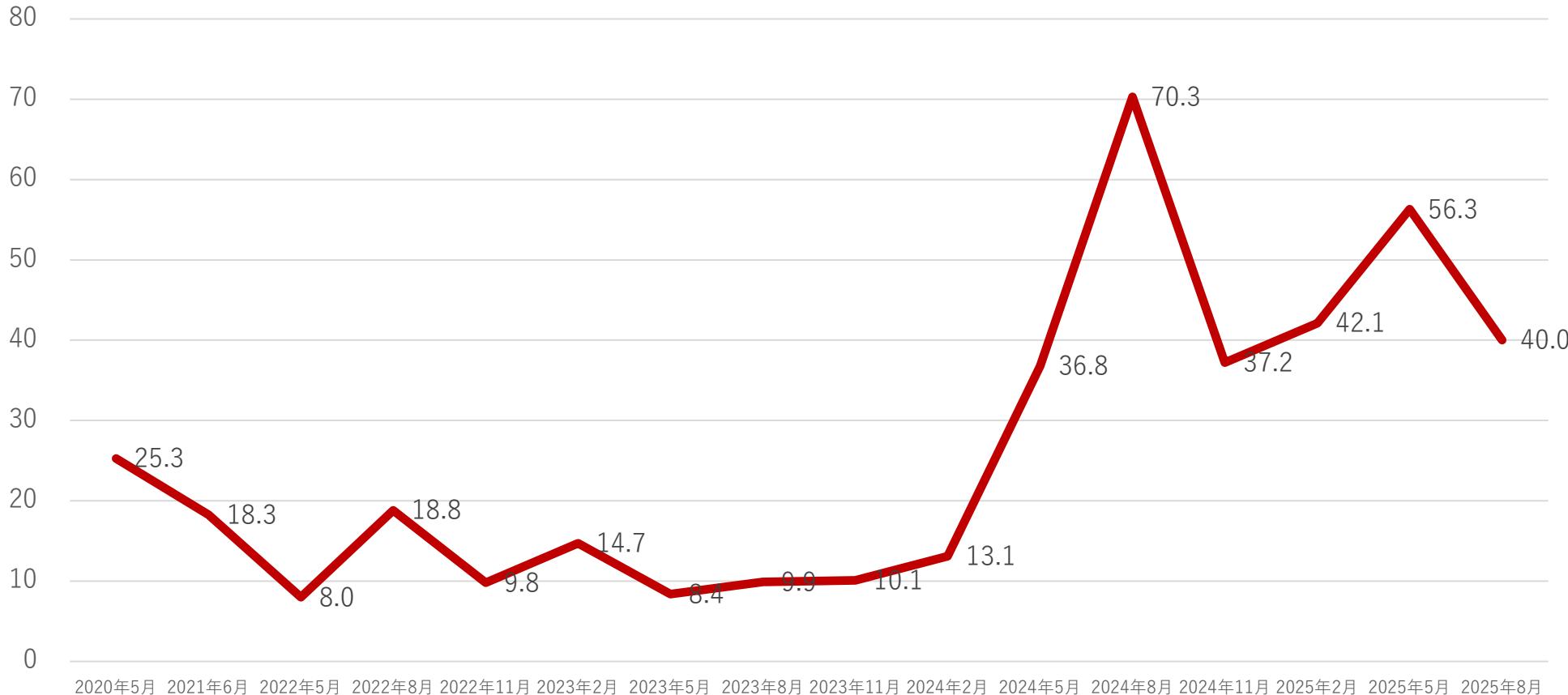
誰もが快適に過ごせる街にしていくため、皆様の御協力をよろしくお願いします。



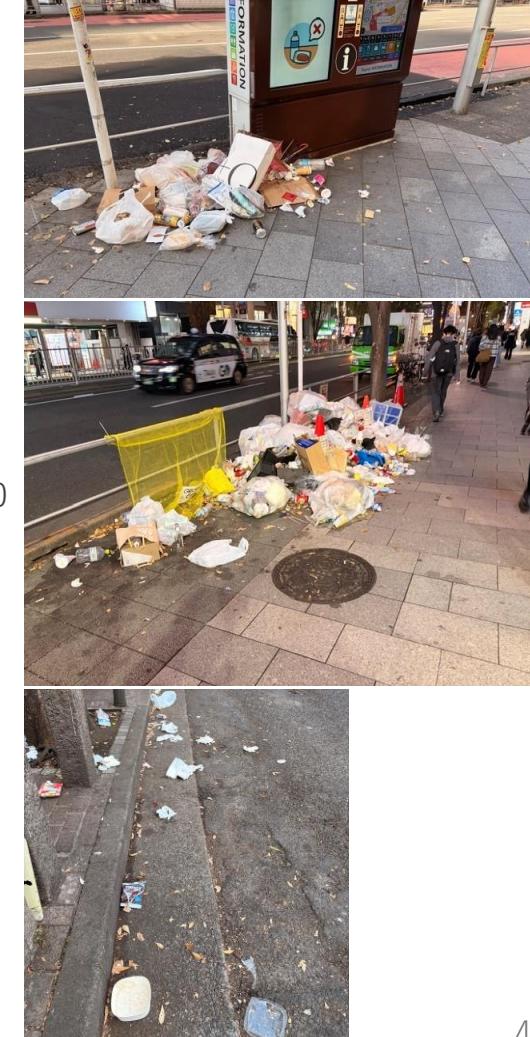
①ポイ捨てごみに関する基礎資料

- 路上に散乱しているポイ捨てごみ量がコロナ禍後に急増
- ポイ捨てごみに関する区民等からの意見・要望も急増

調査概要：特定エリアの歩道上において、100mあたり何個のポイ捨てごみが落ちていたかを計測



(資料) 渋谷区「路上散乱ごみ調査」より作成 (https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/machi-seiso/seiso/seisou_v.html)
調査概要：渋谷・原宿・恵比寿・代々木・甲州街道の5エリアにおいて歩く動画を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測



②ポイ捨てごみに関する基礎資料

No.	内容	調査結果	(調査方法)
①	ポイ捨てごみ量調査（エリア別）	<p>特定エリアの歩道上における100mあたりのポイ捨てごみの個数は、</p> <p>渋谷駅周辺 271個 原宿駅周辺 74個 恵比寿駅周辺 64個 代々木駅周辺 43個 甲州街道 23個</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査範囲において、徒步で歩道を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測。 調査場所：渋谷駅周辺（5.5km）、原宿駅周辺（4.2km）、恵比寿駅周辺（1.5km）、代々木駅周辺（2.8km）、甲州街道（4.5km）の5エリア 調査日：令和7年5月26日 
②	ポイ捨てごみ販売元調査	<p>販売元が特定できたポイ捨てごみの構成比は、</p> <p>コンビニ 63% カフェ 12% 飲み物持ち帰り 8% ファーストフード 6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷駅周辺でポイ捨てごみを回収し、商品ラベル等を目視で確認。回収した全1,075個のごみのうち、販売元が特定できた383個の結果を示す。 調査期間：令和7年6月22日～6月24日 本調査で得られたごみの構成比は、渋谷駅周辺のポイ捨てごみ全体の構成を直接的に示すものではない。 
③	店舗ごみ箱設置率調査	<p>ごみ箱設置率 68%</p> <p>コンビニ（設置率78%、調査店舗数100）、カフェ（80%、46）、ファーストフード（97%、30）、ケバブ（20%、10）、飲み物持ち帰り（47%、19）、キッチンカー（50%、4）など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷区内全域の飲食料販売店舗のごみ箱設置状況を調査した結果を左記に示す。 対象店舗数：合計約300店舗 調査期間：令和7年2月4日～7月15日 
④	アンケート調査	<p>ポイ捨て者は、</p> <p>区民以外 92% 渋谷区民 8% 外国人 52% 日本人 48%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。 合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果を左記に示す。 調査期間：令和7年7月4日～7月8日 
⑤	啓発員による指導件数	<p>ポイ捨て者への指導件数は、</p> <p>345件／月 （うち、日本人68%／外国人32%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷区内全域を巡回している喫煙ルール啓発員によるポイ捨て者への指導件数の実績を左記に示す。 国籍は、本人申告等に基づく。 集計期間：令和7年4月1日～令和7年11月30日 

「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正概要（12月10日可決）

● 内容

内容	対象	改正前	改正後（令和8年4月1日～）
ごみ箱設置	自動販売機 	エリア：全域 内容：設置義務・勧告・命令・公表	エリア：全域 内容：設置義務・勧告・命令・公表・ 過料5万円
	店舗 	※設置義務の規定なし	エリア： <u>渋谷駅周辺・原宿駅周辺・恵比寿駅周辺</u> 業態： <u>飲食料販売事業者（コンビニ・カフェなど）</u> 内容： 設置義務・勧告・命令・公表・過料5万円
ポイ捨て者への処分	全員 	エリア：全域 内容：罰金2万円以下	エリア：全域 内容： 過料2千円

※ 詳細は、区規則で今後決定

● スケジュール



①今後の取り組み

- 新たなルールについて、区民、来街者、事業者等に広く周知するため、わかりやすいコピーやビジュアルを用いて、ハロウィーン対策を参考に、大規模な広報活動を実施。
- 訪日外国人向けに、多言語（英語・中国語・韓国語）での広報活動も併せて実施。



日本語 ver.



英語 ver.

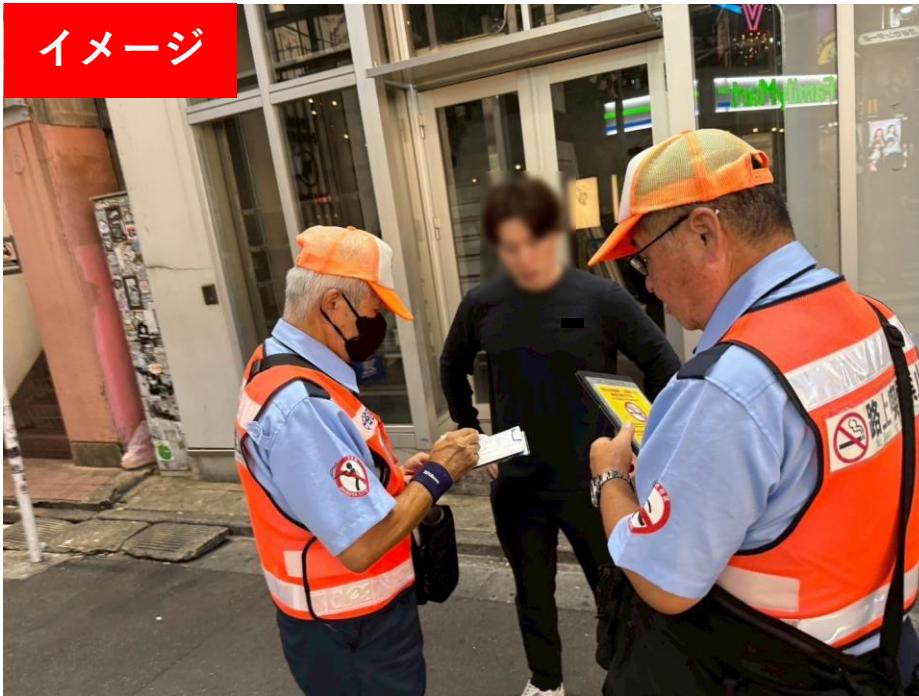
②今後の取り組み

- 現在、最大50名の巡回員が路上喫煙者への指導・過料徴収を実施中。
(※1)
- 上記ノウハウを活かし、ポイ捨て者への指導・過料徴収を強力に推進することで、改正条例の実効性を確保。

路上喫煙者に対する過料処分件数は
年間16,846件 (R6年度実績)

多言語対応が可能な巡回員が
24時間区内を巡回中

(※2)



(写真) 巡回員による路上喫煙者への過料処分の様子



(写真) 英語でコミュニケーションを図る巡回員の様子

変更履歴

Ver.	更新内容
初版	
令和7年12月25日更新版	<p>一部写真を変更しました。 (p2・p4) 軽微な文言変更を行いました。 (p3・p5・p8)</p> <p>※ 初版において掲載した一部写真について、不適切な点がございました。撮影者の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。</p>